

新潟市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第15号

新潟市消防団規則の一部を改正する規則

新潟市消防団規則（昭和41年新潟市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項を次のように改める。

- 2 新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年新潟市条例第8号。以下「条例」という。）第1条の2第2号の特定の消防事務は、次の各号に掲げる機能別団員の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大規模災害団員 大規模災害時における基本団員の活動補助
- (2) 広報支援団員 災害を除く各種活動補助

第8条の2に次の1項を加える。

- 3 条例第3条第4号の資格は、次の各号に掲げる機能別団員の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大規模災害団員 基本団員として10年以上の経験を有する者
- (2) 広報支援団員 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校若しくは修業年限2年以上の専門課程の専修学校又はこれらと同等と認める学校等に在籍している者

別記様式第1号中

「

日本国籍の有無	団員の種類
有 ・ 無	基本団員 ・ 機能別団員

を

」

「

日本国籍の有無	団員の種類
有 ・ 無	基本団員 ・ 機能別団員 (種類： )

に改める。

」

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。